

## 5 内水指示第2号

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項及び第171条第4項の規定により、コイの持ち出し、放流等について、次のとおり指示する。

令和5年7月27日

北海道内水面漁場管理委員会  
会長 杉若 圭一

### 1 指示の内容

#### (1) 持出しの禁止

道内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面（以下、「公共用水面等」という。）において、コイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）がコイヘルペスウイルス病にかかり、又はかかっている疑いがあるとして知事が定めた水域においては、内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、コイを持ち出してはならない。

#### (2) 放流の制限

道内の公共用水面等にコイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていること。

ただし、採捕したコイを採捕した公共用水面等に再放流する場合は除く。

ア コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息していたコイでないこと。

イ コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水面に生息し、又は生息していたコイと水を介しての接触がないコイであること。

ウ PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）でコイヘルペスウイルス陰性が確認されたコイ群のコイであること。

#### (3) 遺棄の禁止

生死を問わず、公共用水面等にコイを遺棄してはならない。

#### (4) 適用の除外

(1) 及び (2) に掲げる事項は、国、地方公共団体又は試験研究機関が試験研究の用に供するコイ及び焼却、埋却等処分するコイについては適用しない。

### 2 指示の期間

令和5年8月1日から令和6年7月31日まで